

公益社団法人日本表面真空学会 真空の匠 規程

2018年9月29日理事会承認

(定義)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会(以下本会という)は、真空関連技術に長年専心し、あるいは、オリジナルな真空関連技術開発の先鞭をつけた本会の会員に対して日本表面真空学会 真空の匠の称号を授与する。

(対象者)

第2条 本会の個人正会員あるいは法人正会員に属する個人を対象とする。

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は下記による。

- (1) 本会名誉会員、功労会員、個人正会員、および法人正会員は、候補者を推薦することができる。
- (2) 候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(選定委員会)

第4条 学会賞等選定委員会は、推薦された候補者から選定し、会長に推薦する。

(受賞者の決定)

第5条 会長は、第4条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、称号授与者を決定する。

(称号授与)

第6条 称号の授与は、賞状をもって行う。

(細則)

第7条 候補者の推薦方法および選考方法について、細則を別に定めることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は2018年9月29日から施行し、2018年9月29日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2018/9/29	初版作成	理事会	荒川一郎